

平成31年第2回(4月)みなかみ町議会臨時会会議録第1号

平成31年4月12日(金曜日)

議事日程 第1号

平成31年4月12日(金曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
報告第 3号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
- 日程第 4 承認第 2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
承認第 3号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
承認第 4号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
- 日程第 5 承認第 5号 みなかみ町税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について
承認第 6号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
承認第 7号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 日程第 6 議案第41号 補償の額の決定及び和解について
- 日程第 7 議案第42号 みなかみ町立古馬牧小学校外3校空調設備整備工事請負契約の締結について
議案第43号 みなかみ町立水上小学校外3校空調設備整備工事請負契約の締結について
議案第44号 みなかみ町立新治小学校外1校空調設備整備工事請負契約の締結について
- 日程第 8 閉会中の継続審査・調査申出について
- 日程第 9 字句等の整理委任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋・朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	12番	欠員
13番	中島信義君	14番	阿部賢一君
15番	高橋市郎君	16番	山田庄一君
17番	久保秀雄君	18番	小野章一君

欠席議員 なし

会議録署名議員

4番	阿部清君	13番	中島信義君
----	------	-----	-------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	高橋康之	書記	泉雪江
書記	田村勝		

説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	笠木淳司君
教育長	田村義和君	参与	田村秀君
会計課長	中島修一君	総務課長	山岸正幸君
総合戦略課長	桑原孝治君	エコパーク推進課長	高田悟君
税務課長	岡田宏一君	町民福祉課長	松井田順一君
子育て健康課長	上村真弓君	生活水道課長	金子喜一郎君
農政課長	原澤真治郎君	観光商工課長	宮崎育雄君
地域整備課長	古川文雄君	学校教育課長	杉木隆司君
生涯学習課長	河合博市君	水上支所長	木村伸介君
新治支所長	原澤達也君		

開 会

午前9時 開会

議 長（小野章一君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより平成31年第2回みなかみ町議会臨時会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（小野章一君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

臨時議会を招集させていただいたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

4月に入り、桜の花も咲き始めたところに雪が降るなど季節の変わり目とはいえ、目まぐるしく天候が変化し、農作物への影響など気になるところでございます。

新年度がスタートし、2週間が過ぎようとしております。議員各位におかれましては、町の宝である子供たちの入園、入学式にご参列をいただき、感謝を申し上げます。

さて、今臨時会に提案いたします案件は、町内公立小中学校のエアコン設置工事の契約を含め報告2件、承認6件、その他4件でございます。

詳細につきましては、後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

開 議

議 長（小野章一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

議事日程により議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小野章一君） 議事日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

4番 阿部清君

13番 中島信義君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（小野章一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会にもお諮りいたしまして、本日4月12日の1日限りとしたいと考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日4月12日の1日限りと決定いたしました。

日程第3 報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

報告第3号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（小野章一君） 日程第3、報告第2号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてから報告第3号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第2号、報告第3号について、一括してご説明申し上げます。

本損害賠償事案は、公用車での物損事故による損害賠償でございます。

報告第2号につきましては、平成30年12月30日午前5時ごろ、町道鹿野沢会館通り線の除雪作業中誤ってブロック塀に接触、破損させてしまったものであり、損害賠償の額は18万9,000円であります。

報告第3号につきましては、平成31年1月9日午前6時40分ごろ、町道鹿野沢西町線の除雪作業中誤って駐車場の土間コンクリートに接触し、表面部分の一部を破損させてしまったものであり、損害賠償の額は8万8,560円であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、平成31年3月25日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

議長（小野章一君） 以上で報告第2号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてから報告第3号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてまで、以上2件の報

告を終わります。

- 日程第4 承認第2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
承認第3号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
承認第4号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（小野章一君） 日程第4、承認第2号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてから承認第4号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてまで、以上3件を一括議題といたします。

（「議長」の声あり）

議長（小野章一君） 久保君。

17番（久保秀雄君） 暫時休憩願います。

議長（小野章一君） 暫時休憩いたします。

（9時05分 休憩）

（9時11分 再開）

議長（小野章一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 承認第2号から第4号まで一括してご説明申し上げます。

本損害賠償事案は、町道の管理箇所及び町有施設の管理箇所による損害賠償でございます。

承認第2号につきましては、平成30年12月31日午前10時30分ごろ、関越自動車道下り線を走行中の車に町道所ノ田原下川原線沢下橋に付着した雪氷が落下し、フロントガラス周辺を破損したもので、損害賠償の額は50万7,114円であります。

承認第3号につきましては、平成31年1月31日午前10時30分ごろ、町道上原15号線を走行中の車が除雪車の衝突によりグレーチングがとげのようにめくれたところに乗り上げてしまい、後輪右タイヤホイール、ホイールカバーを破損したもので、損害賠償の額は3万1,352円であります。

承認第4号につきましては、町有施設の管理瑕疵による損害賠償でございます。平成31年2月2日午後6時50分ごろ、みなかみ町水上社会体育館の駐車場において同施設の屋根から雪氷が駐車中の自家用車のボンネットに落下し破損したもので、損害賠償の額は8万5,597円であります。

地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月18日に専決処分を行ったところでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の説明が終了いたしましたので、承認第2号について質疑に入ります。
質疑はありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） こういった承認ということで今挙がってきましたけれども、こういった事案については、即その場に呼ばれて確認したのか、また後日なのかということを含めてちょっとまた説明いただきたいと思います。また、後日だとすればどんなような確認したのか含めて説明をお願いします。

議長（小野章一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 古川文雄君登壇）

地域整備課長（古川文雄君） お答えします。

この事業は、先ほどの説明のとおり高速道路上で起きたものです。当事車が走行中に雪が落ちて、その雪によりガラスが割れて次のパーキングエリアに行くとまって、警察とNEXCOにまず連絡しております。そこで警察、NEXCOがいろいろ調査をしまして、場所を特定してその後にNEXCOより後日お正月休みがあるものですから、1月7日になって町のほうに連絡がありました。町のほうからその当事者に電話をして確認したということです。当時警察もNEXCOもそこに行って確認しております。町のほうも当事者とお話をしていきますので、事実確認をそこでしたということでございます。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） 今言ったように交通関係のところは多分そうだと思いますけれども、こういった屋根の上から落ちた雪というのも多分同じような事案だと思いますけれども、我々が思うと雪国に住んでいるからと思うんですけれども、屋根の雪が落ちそうなところ、あるいはそういうところについては、多分俺なんかは車ちょっと遠ざけてとめるということをしているんですけれども、こういったことが起きたということは当然あり得るかと思えますけれども、それらも含めて、ただ屋根に雪が落ちたから傷がついたよということの確認はそんなに簡単にできるものなのでしょうか。ちょっとその辺の説明をお願いします。

議長（小野章一君） 当局、生涯学習課長。

（生涯学習課長 河合博市君登壇）

生涯学習課長（河合博市君） お答えします。

社会体育館の屋根の雪が落ちた件なんですけれども、利用者がトレーニング室を利用しておりまして、そのときに外で大きなドカンという音がして、その後利用者と管理人で外に出たところ、ボンネットの上に雪の塊と氷の塊が乗っかっていたり、あとは道路に雪氷が散乱していたのを確認しております。

以上でございます。

議長（小野章一君） 中島君。

13番（中島信義君） 質問のあれをごっちゃにしたということは申しわけありません。内容はほとんど同じなものだからそういうふうに質問をしてしまったということなので、失礼しまし

た。

議長（小野章一君） 承認第2号について質疑はございませんか。
よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第2号の質疑を終結いたします。

次に、承認第3号について質疑に入ります。

質疑はありますか。

久保君。

17番（久保秀雄君） この事故の概要からすると、除雪作業中グレーチングをはいでしまってその上に乗ってしまってホイールとタイヤを破損したとこういう書き方になっていきますけれども、自営の除雪車なのか、業者の除雪車なのかちょっとその辺のところはわからないんですけれども、自前のやつだとすれば損害賠償という表現に当たらないのではないかなとこういう理解をいたしますけれども、いかがでしょうか。

議長（小野章一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 古川文雄君登壇）

地域整備課長（古川文雄君） お答えします。

まず直営か委託かというご質問だと思いますけれども、これについては職員による直営除雪によるものです。職員が運転していた除雪車によってグレーチングを外したというよりも、横断グレーチングがありまして、その縁が金物なんですけれども、そこに除雪車のエッジが鋭く当たってしまって、そのときそこがとげのようにめくれてしまって、それに気づかないでいたということでもあります。そこはそんなに交通量が多いところではありませんでしたので、たまたま何日かたって通ってしまって、ちょうどその上に乗り上げてしまった車のタイヤを破損させてしまったということですので、損害賠償の案件だというふうに考えております。

以上です。

議長（小野章一君） 久保君。

17番（久保秀雄君） 今の説明だと幾日かたってということの説明ですけれども、この文章の表現から見ると走って行ってそのまま乗ってしまっただと、自分でめくって自分で乗ってしまったとこういう解釈もできるというか、わかりづらい、理解しづらい文章だと思うんです。その辺の文章の表現というか、その辺の文章の表現、それを変更するということは可能なんですか、どうですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほど提案理由のところでも説明させていただきましたけれども、既に3月18日に専決処分をさせていただいております。ということで、この中身を変えるというようなことはいろいろありますので、それはできないというふうに解釈します。

この指摘をいただいたということでもありますので、今後の専決処分については表現等に十分注意して表記したいというふうに思っております。

議長（小野章一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて承認第3号の質疑を終結いたします。

次に、承認第4号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

久保君。

17番(久保秀雄君) 事故の概要のところを上記の場所にてとこういう表現になっていますけれども、どこにその表現が出ているんですか。教えてください。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 提案理由の中で説明をさせていただきましたが、専決処分書については上記の場所という表記になっておりますから、この文面では当然どこの場所なんだか読めないということはあるかと思いますが、先ほど説明させていただきましたとおり、みなかみ町社会体育館の駐車場においてという説明をさせていただきましたので、そこでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長(小野章一君) 久保君。

17番(久保秀雄君) 専決処分をするとこれは公文書だと思うんです。きちっとした文章で整理するのが大前提だと思うんです。この上記の場所というふうに記載をしながらそれが記載をされてないと、私はこれは欠陥のある文章だと思うんです。欠陥があるものについては修正をすると、これが行政のあり方というか、姿だと思うんです。その辺の見解についてはいかがでしょうか。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 審議途中の案件であれば当然ご指摘があるような問題については、当然修正をしていかなければならないというふうに思いますが、既にこの案件については3月18日に専決処分をさせていただいているということでありますので、中身についての変更はご容赦願いたいというふうに思っています。

議長(小野章一君) ほかにありませんか。

石坂君。

11番(石坂 武君) 全体を通してということではよろしいでしょうか。

議長(小野章一君) 今は承認第4号ということでお願いします。

11番(石坂 武君) これにも絡みますので言いますけれども、こういった専決処分の事項が頻繁にここのところ出てくるようなんですけれども、過去においてそういったことは余りなかったように思うんですが、この時期の特筆した出来事、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 特にこの時期に専決処分を集中してやるとかそういうことは余り考えられないと思うんですけれども、ただこういった事項で相手方があって損害賠償をするということですので、議会の同意をいただく時間が限られてしまうと、相手方にも賠償する時間がおそくなってしまふとかということがあって専決処分をさせていただいているとい

うところでございます。

議 長（小野章一君） 石坂君。

11番（石坂 武君） その点については承知しておるわけなんですけれども、そういうことでなく1年前、2年前、3年前等においてこういったことが全くなかったのか、そういったことをちょっと聞きたい。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） こういったことは雪国ですからこういった事故はいろいろ想定されるわけなんですけれども、たまたまことしが多かったかなという気はしていますけれども、毎年こういった案件が発生しているというふうに思っています。

議 長（小野章一君） ほかにございませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 先ほどの町長の答弁で審議中のものなら変更も可能だということ答弁をいただきました。これ専決処分した報告というか、承認案件でありますけれども、先ほども申し上げましたように瑕疵があるというか、欠陥があるものについては修正すべきだなどこう思っています。

そうすると先ほどの町長の答弁で審議中のものは可能けれども、決定したものについてはできないと、これは何かのそういう勉強不足で申しわけないんですけれども、規則か何かでそういうふうに縛りがあるという理解でよろしいですか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 専決処分は議会を開くいとまがなく議案として審議していただく時間がなから専決処分をさせていただくというのが基本でございます。ですから、専決処分は3月18日に専決処分させてもらっていますので、そこでもう既に完結をしているわけです。処分そのものは完結をしているわけです。専決処分後に議会の場でこういった形で承認をいただくということになっていますので、進め方としてはこういう形にせざるを得ないのかなというふうに思います。

議 長（小野章一君） 久保君。

17番（久保秀雄君） 先ほども申し上げましたように上記場所にてという表現がされていながらその場所が表記されていないと、これは欠陥文章だと私はそう理解します。その欠陥文章であるということがわかったんだとするならば修正をすべきだなど、これが公文書として残すあり方なんだと思うんですけれども、それはだから先ほど言ったように1回専決したもののついてはできないとこういう縛りがあるんですかと、ないんだとすればこの表現を変えるべきだなど私はそう思うんですけれども、いかがでしょう。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 何度も説明していますように、専決処分はこの案件については3月18日に専決処分させていただいているということで、そこで完結しているということで、特に専決処分をやり直すとかそういうことは今まで聞いたことがありませんで、この表現が皆さんご指摘のようにわかりにくいということもありますので、今後は十分注意してやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（小野章一君） 久保君。

17番（久保秀雄君） 今回こういう欠陥処分が出てきたよと、そうするとこれからも出てくる可能性があるんだと思うんです。

議長（小野章一君） 今3回目ということで。

17番（久保秀雄君） 出てくる可能性があると思うんです。

（「4回目だよ」の声あり）

17番（久保秀雄君） その辺のところを踏まえて、修正をできるというかそういうことをやってきていただきたいと思います。

以上です。

議長（小野章一君） 申し上げます。久保議員に申し上げます。3回という一定のルールがある中で今4回目だそうです。失礼しました。そういうことでお願いします。

議長（小野章一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第4号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより承認第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第2号の討論を終結いたします。

承認第2号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

議長（小野章一君） これより承認第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第3号の討論を終結いたします。

承認第3号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

議長（小野章一君） これより承認第4号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第4号の討論を終結いたします。

承認第4号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（小野章一君） 異議ありということでございます。

承認第4号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野章一君） 起立多数であります。

よって、承認第4号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第5号 みなかみ町税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

承認第6号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

承認第7号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（小野章一君） 日程第5、承認第5号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてから承認第7号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 承認第5号から第7号について、一括してご説明申し上げます。

いずれも地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、関連する条例について改正し、専決処分を行ったものであります。

まず、承認第5号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

第34条の7の改正は、地方税法第314条の7の改正にあわせて改正をいたしました。内容は、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とするものであります。

附則第7条の3の2の改正は、地方税法附則第5条の4第2項の改正にあわせて改正するものであります。消費税率引き上げに伴う対応として、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間を拡充するものであります。

附則第7条の4、附則第9条、附則第9条の2は、いずれも特例控除対象寄附金にかかわる改正であります。

附則第10条の2の改正は、地方税法附則第15条第17項の特例規定の追加による項ずれを改正するものであります。

附則第10条の3第12項の改正は、地方税法附則第15条の8第4項の新設による項ずれの改正であります。

附則第10条の4の改正は、地方税法附則第16条の2の新設による改正であります。

附則第16条の改正は、地方税法附則第30条の改正に伴う軽自動車税の税率の特例の改正であります。

附則第22条の改正は、地方税法附則第56条の改正に伴う固定資産税規定の整備であります。

第2条の改正は、地方税法附則第29条の8の2の改正に伴う軽自動車税の環境性能割の非課税についての改正であります。

第3条の改正は、附則第16条の改正に関して改正条例をつなぐための所要の改正を行うものであります。

第4条の改正は、平成30年税条例第20号法律改正にあわせて改正するものであります。

次に、承認第6号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

都市計画税条例の改正は、地方税法附則第15条の改正による項ずれの改正及び合筆、分筆による課税区域の変更でございます。

次に、承認第7号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

国民健康保険税条例の改正は、地方税法施行令の改正により国民健康保険税の医療分に係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げるもの及び国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乗ずるべき金額を27万5,000円から28万円に、2割軽減の対象となる世帯については、乗ずるべき金額を50万円から51万円に引き上げる改正であります。

なお、施行期日はそれぞれ附則の定めるとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の説明が終了いたしましたので、承認第5号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第5号の質疑を終結いたします。

次に、承認第6号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第6号の質疑を終結いたします。

次に、承認第7号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第7号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより承認第5号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第5号の討論を終結いたします。

承認第5号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

議長（小野章一君） これより承認第6号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第6号の討論を終結いたします。

承認第6号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

議長（小野章一君） これより承認第7号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第7号の討論を終結いたします。

承認第7号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第41号 補償の額の決定及び和解について

議長（小野章一君） 日程第6、議案第41号、補償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第41号につきましてご説明申し上げます。

本事案は、平成30年9月30日に本町に接近した台風24号の強風により町が所有する上津807番地14地内の木が倒れ、隣接する家屋の屋根を損壊し、損失を与えたものであります。

本件は自然災害によるものであり、家屋に施されている造形の一部が町の文化財に指定されており、文化財保護の観点からも早急に復旧することが必要と判断し、補償金を支払い和解するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第41号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

阿部君。

4番（阿部 清君） 先ほど町長の説明ですと自然災害で木が倒れたと、この木が要するにもう危険な状況だからということなので伐採の申し入れ等はあったんではないかと思うんですけども、その辺の事実確認をお願いします。あったかないかだけ。

議長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） すぐすぐではないけれども、将来そういう心配があるからという申し出はあったように聞いております。

議 長（小野章一君） 阿部君。

4 番（阿部 清君） もちろん現場は確認していると思います。台風ということは強風が吹くということであつていつ倒れるかわからない、なぜ申し入れがあつたのにそれに対応をもう少し早くしておけばこのような事故は起きなかつたというふうに思います。やはり放置した現場を確認しても危ないと思つたらすぐ手を着けるようなそういう対応の姿勢があつてしかるべきだと思うんですけれども、行政においてもそういう対応を後手に回したということは、責任があるのではないのでしょうか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 確かに町はいろいろな資産いっぱい持っていますので、そういう心配される場所はたくさんあるわけですが、そういう申し出いただいた時点では現場も確認していると思うんですけれども、その時点では早急に伐採する必要はないという判断をさせていただいたということで、このような案件になつてしまったということでもあります。

議 長（小野章一君） ほかにありませんか。

石坂君。

1 1 番（石坂 武君） 補償金額決定の算出根拠とそれとその部分については保険対応かどうか、その辺を2点聞きたいと思います。

議 長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 山岸正幸君登壇）

総務課長（山岸正幸君） お答えいたします。

まず、保険のことですが、保険には加入しておりません。山林火災の保険には町有林加入しているんですが、災害に対応できる保険には高額になるため加入しておりませんでした。

もう一つにつきまして、補償金額の算定につきましては、造形物が特殊なものであるため、算定につきましてはちょっと時間もかかりました。普通の建築物でないため額の算定にも時間がかかり、ちょっと高額にもなっていると思います。

以上です。

議 長（小野章一君） ほかにありませんか。

石坂君。

1 1 番（石坂 武君） 根拠を聞きたいので、高額になっているということではなくて、その中身を聞きたいとそういうことなんです。

議 長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 山岸正幸君登壇）

総務課長（山岸正幸君） 失礼いたしました。特殊なものであるため中身につきましては、普通の積算ではできないもので、特別な業者に依頼して算定していただきました。

議 長（小野章一君） 石坂君。

1 1 番（石坂 武君） 特別な業者ということで、それについても当然金額が発生していると思うん

ですけれども、その辺が特別な業者に委託したということで、その辺についても料金が発生していると思うんですけれども、その辺の取り扱いと3間になってしまいますので、ここで聞きますけれども、今後の保険加入をしていないということでもありますので、今後に向けてもう既に前向きな検討に入っているかどうか。

議 長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 山岸正幸君登壇）

総務課長（山岸正幸君） お答えいたします。

算定に関しましては、町の指名参加業者の中には算定できる業者がおりませんでしたので、先方の業者の知り合いの業者のほうに依頼して、修繕ができる業者に依頼いたしまして算定していただきました。

それから、今後の対応なんですけれども、災害に対応できる保険を町有林が全部加入するとなりますと、大変高額になるものですから、そこは検討が必要かと思います。

こちらでは算定の支払いはしておりません。

議 長（小野章一君） ほかにありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） この事案について補償金という文言が出ています。これは和解という言葉からいうと補償金となるんだろうと思うんですけれども、その補償金という文言についての説明をお願いします。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 町が原因で相手方に損害を与えたということでもありますので、当然補償金を支払わなければならないということで、補償金という表現にさせてもらっています。

議 長（小野章一君） 中島君。

13番（中島信義君） こういった町のものでそうやったときには損害賠償だとか、あるいは修理代とかという言葉になると思うんですけれども、補償金となるとこれは相手との話し合いの中で、この額で合意しましょうということだと思うんですけれども、そういう解釈でよろしいでしょうか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） そうということです。

議 長（小野章一君） ほかにありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） この事案が起きた地域というか、地番、町が管理している土地であるということで、隣接している建物に木が倒れたとこういう事実だと思います。その辺の土地の管理、それらについて若干支障がというか、問題があるような話も耳にしております。その辺のかかわり方について現実どうなっているのかちょっと教えていただければと思います。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 町内にはかなりたくさんの町有地を有しています。総務課の管財係が管理しているわけなんですけれども、なかなか対象物が多くて現状把握できてないようなところが確かにあると思います。建物に接しているような町有地がほかにもあるのかもしれないです

けれども、そういったところはこれから十分に調査して、損害を与えるようなケースがあるものについては除去するようなことを取り組んでいきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 町有地と民地というか、そういう建物等が隣接している、これからもそういう可能性が十分あるんだなと、これからしっかり管理をしていただかねばならないかなと思いますけれども、土地の問題についても町の財産であります。先ほど管財のほうで管理をしているとこういう話でありますけれども、その辺のわかったところから数がいっぱいあって全て一度にというわけにいかないと思います。わかったところから整理をしてきちんと町の財産を管理をしていくと、そういう姿勢で臨んでいただきたいなとこんなことを思っております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第41号の質疑を終結いたします。

これより議案第41号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第41号の討論を終結いたします。

議案第41号、補償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号、補償の額の決定及び和解については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第42号 みなかみ町立古馬牧小学校外3校空調設備整備工事請負契約の締結について

議案第43号 みなかみ町立水上小学校外3校空調設備整備工事請負契約の締結について

議案第44号 みなかみ町立新治小学校外1校空調設備整備工事請負契約の締結について

議長（小野章一君） 日程第7、議案第42号、みなかみ町立古馬牧小学校外3校空調設備整備工事請負契約の締結についてから議案第44号、水上町立新治小学校外1校空調設備整備工事請負契約の締結についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長 (鬼頭春二君) 議案第42号、第43号及び第44号、いずれも管内小中学校の空調設備整備工事の契約の締結にかかわるものでございますので、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第42号でございますが、みなかみ町立古馬牧小学校外3校空調設備整備工事の請負契約を締結しようとするものであります。

平成31年3月25日に条件つき一般競争入札を行った結果、8,100万円で増田・クワバラ・月夜野、みなかみ町立古馬牧小学校外3校空調設備整備工事特定建設工事、共同企業体代表構成員、増田建設株式会社代表取締役社長、増田安永が落札をいたしました。当該者を契約の相手方として工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第43号についてご説明申し上げます。

本件は、水上小学校外3校空調設備整備工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

平成31年3月25日に条件つき一般競争入札を行った結果、7,128万円で須田・杉木・阿部・木村特定建設工事共同企業体代表構成員、須田建設株式会社代表取締役、須田高幸が落札をいたしました。当該者を契約の相手方として、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第44号についてご説明申し上げます。

本件は、みなかみ町立新治小学校外1校空調設備整備工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

平成31年3月25日に条件つき一般競争入札を行った結果、5,400万円で木内・三国・佐藤・渡部特定建設工事共同企業体代表構成員、木内建設株式会社代表取締役、木内孝広が落札をいたしました。当該者を契約の相手方として、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長 (小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第42号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

久保君。

17番 (久保秀雄君) 42号でなくこの3議案に共通する課題かと思えますけれども、今まで町でいろいろな仕事を発注をするときに地元業者を育成しようとかいう意思を持ちながらJ Vについてもみなかみ町一つで組んで工事を発注してきたとかいう経緯があるかと思えます。今回は3地区に3JVに分けて発注がされております。その辺の考え方についてまず最初にお聞きしたいと思います。

議長 (小野章一君) 町長。

町 長（鬼頭春二君） 発注の仕方はいろいろ考えられるわけですが、工事の規模がかなり大きいということもあります。夏の暑さまでに工事を終わりたいということもあります。ですので、幅広く皆さんに仕事をやっていただくという観点から、3地区に分けて発注をさせていただいたというところでございます。

議 長（小野章一君） 久保君。

17番（久保秀雄君） それで、今までであるとJVが受けてその下に例えば関連の業者さんが下請けという形で入ったのかなと思いますけれども、今回のこの構成を見るといろいろな会社の人たちが入っています。その辺の何かそういう目的があるのかなとその辺も教えていただければと思います。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 特に意図はありませんけれども、幅広く町内ではいろいろな業者がいらっしゃいますので、幅広くやっていただくという観点だけでこういう発注方法をとらせていただきました。

議 長（小野章一君） ほかにございませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 今幅広い業者に入っていて工事を施工していただきたいということでもありますけれども、この工事を施工するに当たって、いろいろな資格とかそういうのが必要なが出てくるのかなと思いますけれども、その辺の業者のランクだとか業務内容の資格だとか、その辺の配慮というのは当然あるかと思っておりますけれども、その辺のどういう資格が要なのかなとその辺がわかったら教えていただければと思います。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 当然JVを組んでいただく段階で一定の制限を設けているわけですが、詳細については学校教育課長のほうから説明をさせていただきます。

議 長（小野章一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 杉木孝司君登壇）

学校教育課長（杉木隆司君） お答えさせていただきます。

今回の工事の企業の参加資格というご質問だと思いますが、今回の共同企業体につきましては、条件つき一般競争入札という中で、結成の要件としまして、構成員の数を3社または4社というような形で要件として挙げさせております。その中で1名以上管理技術者を置くということを企業体の要件をさせていただきます。

それと入札資格につきましては、会社更生法の手続を受けていないものとか、法的な入札参加の制限を受けていないもの等あります。それとJVですから当然代表者があります。代表者につきましては、みなかみ町の管工事の資格を持っている、認定を受けているものが代表者になってくださいと、それと建設業法に基づく管工事につきまして、特定または一般建設業の許可を受けている者であるということでございます。管工事にかかる管理技術者または主任技術者を専任で配置できるということで、代表者の要件をうたっております。

また、代表者以外の構成員につきましては、みなかみ町の電気工事または管工事にかか

る競争入札の資格の認定を受けていると、ただし電気工事の資格を有する者は、1社を必ず共同企業体の中に入れてくださいという条件を付しています。それと町内みなかみ町の区域内に本店または支店を有するというような要件で企業体を組んで募集をして、資格の審査をしております。

いずれにしても、本工事につきましては、空調機設備という管工事の部分と電気の工事の部分もあります。そういった複合的な工事でありますので、そういった一定の資格を持った業者でJVを組んでいただいて、入札等に参加してもらっているということが、今回の条件つき一般競争入札の要件でございます。

以上でございます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） この空調設備これはかなり電気をくうと思います。そういった中で、今の教育課長がおっしゃって3社か4社というふうに言っていますけれども、この月夜野、古馬牧小ほか3校ですか、そこは2社しか入っていないと、2社で共同企業体組んでいる、JV組んでいるということであります。これについて一つの説明とそれとこの中に請負契約の中に電力契約が多分必要になってくると思うんです。要するに今まで契約した中でおさまるのかどうかも含めて説明をお願いします。

議長（小野章一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 杉木隆司君登壇）

学校教育課長（杉木隆司君） お答えさせていただきます。

まず1点目ですけれども、この企業体が2社しかいないというお話しですが、増田・クワバラ・月夜野ということで、月夜野電設さんが入って3社でございます。この増田・クワバラ・月夜野と3社が入っておりますので、要件は満たしているということであります。

当然夏の電気料の供給がふえるというのは予想されます。今後工事を進める上でその電力契約とかそういったものは多分契約していくんだと思いますが、予算につきましては、新年度予算についてその分を見込んで計上はしているということでございます。契約については今後検討させていただくということでございます。

議長（小野章一君） 中島君。

13番（中島信義君） 今答弁の中で容量的なものについてこれからということだと思います。そうするとまたある程度仕上がった時点でその予算が出てくるとそういう解釈でよろしいんでしょうか。

議長（小野章一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 杉木隆司君登壇）

学校教育課長（杉木隆司君） 電力契約によって当然使用料がふえますから電気料が上がるということですが、その電気料の上った分につきましては、当初予算のほうで見込んで計上しておりますので、今後その分について電気料の補正が上がってくるということはないということと考えております。

議長（小野章一君） 中島君、3回目。

13番（中島信義君） それぞれ各地区に分かれてのこういった契約になっていますけれども、機器自体は全部一体で同じなのか、また1教室にかかる費用というんですか、そういうのもしわかれれば掛ける20教室なら20教室あってこういう金額になるのか、ちょっとその辺を簡単に説明いただければと思います。

議長（小野章一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 杉木隆司君登壇）

学校教育課長（杉木隆司君） 1教室にどのくらい費用がかかるというのは、ちょっとすみません、今この時点で算定した資料はございません。ただ今回の工事につきましては、エアコンの設置のみならず先ほどの高圧電力をここに変えるキューピクル等の工事も附帯してございます。そういったものも全て含まれておりますので、1教室幾らというよりも全体的な金額の中で算出させていただいておりますので、また後ほどそういった細かい算出はしていきたいとは思っていますので、ご了承願いたいと思います。

それと機器につきましては、とりあえず設計の段階で見積もり等をとった中で一番安い機器のほうを設計書のほうには計上させていただいております。ある程度型番についてもその中で指定させていただいているんですが、条件としましてその型番と同等のものかそれ以上のものであればよいというふうな条件もあります。基本的には一番安い機器ですからその機器になるのかなと思っておりますが、その辺はまた今後協議の上、決定していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

阿部君。

4番（阿部 清君） まず工期いつまでに完了する予定なのかというのが1点と今回この事業は普通教室に設置することが基本になっているかと思うんですけれども、それぞれの設置する教室の数ですか、単純にわかれば教えてください。

議長（小野章一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 杉木隆司君登壇）

学校教育課長（杉木隆司君） まず工期ですが、本日議決をいただければ本日から6月28日までという形で、議案3議案とも6月28日という形で進めていきたいと考えております。

それと設置する教室数ですが、42号議案につきましては、古馬牧小学校ほか3校という形で、古馬牧小学校が9教室、桃野小学校が8教室、月夜野北小学校が7教室、月夜野中学校が13教室で、全部で37教室設置予定でございます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

本多君。

7番（本多公保君） 先ほど久保議員がちょっと触れたんですけれども、JVを組むに当たって一括してやって、それで分けるというようなことを言われて、町長答弁言われていますけれども、ここを見ると各地区ごとに落札業者が各町村のその町の業者が落札しているので、落札率は結構ですけれども、ある人が見れば不自然に思われる入札ではないかと、一般競争入札といえどもというような感じがするんですけれども、その辺は落札率の数字が入れ

ばもっと不自然に思う人がいるのではないかと思うので、できればその辺を先ほど全体でJVをつくって受けたところが振り分けるといような形とこの見方をこれを見ると3つに分けて入札しているので、その辺のところ誤解を招きやすい入札ではないかなと思うんですけれども、いかがですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町全体を一つの工事として発注したほうがいいのではないかとのご意見なのかもしれませんが、全町1工事ですとJV組んだところがとって下に出す出さないというのが町はそれは言えないんですよね。下に出せとかそんなことは言えませんので、それは業者の考えでやってもらうわけですから、なぜこういう3つの方法で発注をしたかといえば、やはり町内いろいろな業者がたくさんいますから、皆さんに仕事をやっていただきたいという思いからこういう発注方法をとらせていただいたということでございます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

茂木君。

2番（茂木法志君） すみません、先ほど期間、工期の期間6月28日めどにということで先ほどお伺いしたんですけれども、その工期期間中に子供たちへの配慮等、勉強中こういったところに対しての配慮というのは当局側としてどのようなお考えでしょうか。

議長（小野章一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 杉木隆司君登壇）

学校教育課長（杉木隆司君） お答えさせていただきます。

当然この夏までに間に合わせるということで、工事については授業中も入らなければ施工が終わらないという中で、やはり大きい音が出る工事もございますので、そういったものについては土曜、日曜に施工していただくとかそういったことも含めて、学校サイドさんと施工業者さんと教育委員会のほうでいろいろな打ち合わせをした中で、子供の勉強にできるだけ支障が出ないような配慮を行いながら実施していきたいというふうに考えております。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第42号の質疑を終結いたします。

次に、議案第43号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第43号の質疑を終結いたします。

次に、議案第44号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第44号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより議案第42号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第42号の討論を終結いたします。

議案第42号、みなかみ町立古馬牧小学校外3校空調設備整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号、みなかみ町立古馬牧小学校外3校空調設備整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議長(小野章一君) 次に、議案第43号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第43号の討論を終結いたします。

議案第43号、みなかみ町立水上小学校外3校空調設備整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号、みなかみ町立水上小学校外3校空調設備整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議長(小野章一君) 次に、議案第44号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第44号の討論を終結いたします。

議案第44号、みなかみ町立新治小学校外1校空調設備整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号、みなかみ町立新治小学校外1校空調設備整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中の継続審査・調査申出について

議長（小野章一君） 日程第8、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会委員長より目下各委員会において審査・調査中の事件につき会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第9 字句等の整理委任について

議長（小野章一君） 日程第9、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決定いたしました。

議長（小野章一君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

閉 会

議長（小野章一君） これにて平成31年第2回みなかみ町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

（10時15分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年4月12日

みなかみ町議会議長 小 野 章 一

署名議員 4 番 阿 部 清

署名議員 1 3 番 中 島 信 義